

平成 21 年 5 月 25 日

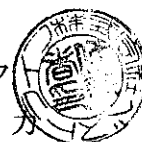
特定非営利活動法人 消費者機構日本

会 長 根 來 泰 周 様

理 事 長 品 川 尚 志 様

株式会社ベストライフ

代表取締役 長井 力



申入れ書に対する回答

貴殿からの申入れ書に対し、下記の通り回答申し上げます。

記

入居申込金について

回答 : 入居申込金制度は廃止致します。

入居一時金返還率について

回答 : $\text{入居一時金} \times 80\% \times (60 \text{ヶ月} - \text{契約月数}) \div 60 \text{ヶ月} = \text{返還金}$
の均等数式に改訂致します。

以上